

令和7年度

第2回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会

令和7年8月5日（火）

【演題】

栄養教諭を中核とした食育の推進と 学校給食の改善・充実

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
教育改革調整官 伊藤 賢

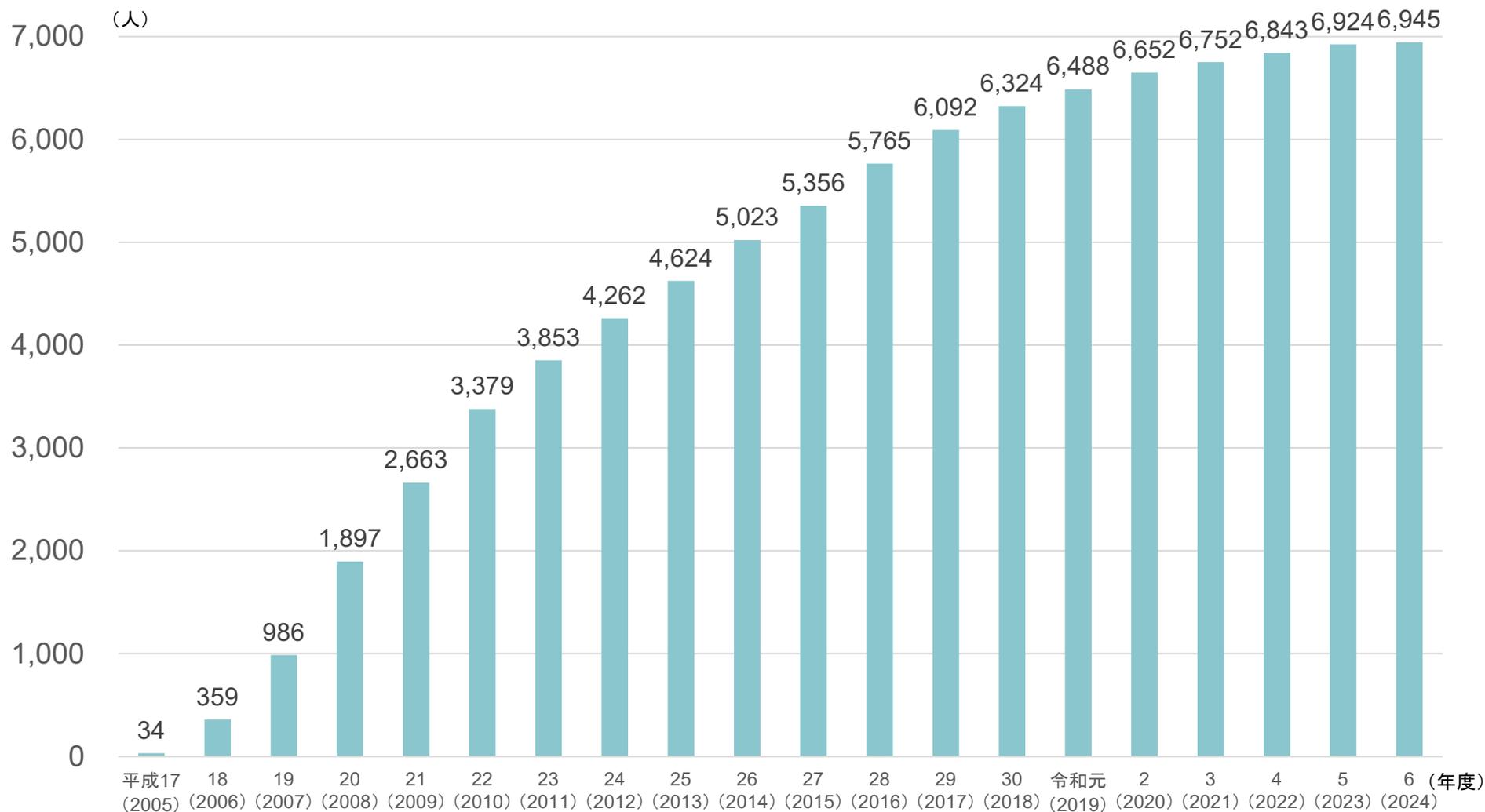


1. 栄養教諭を中核とした食育の充実に向けて
2. 学校給食の改善・充実に向けて
3. いわゆる「給食無償化」について



1. 栄養教諭を中核とした食育の充実に向けて

平成17～令和6年度栄養教諭配置数（公立義務教育諸学校）



(出典)学校基本調査

公立義務教育諸学校における栄養教諭及び学校栄養職員の配置数に占める栄養教諭の割合について (都道府県別：過去5年間の推移)

	R2年度 (A)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (B)	(B)-(A)
北海道	85.9	88.8	88.9	89.7	92.1	6.1
青森県	47.4	45.9	48.4	48.4	49.5	2.1
岩手県	78.9	82.5	86	85.7	83.8	5
宮城県	54.9	59	62.3	65	64	9.1
秋田県	62.8	74.1	75	75	75.7	12.9
山形県	68.5	69.6	68.9	65.6	67	△1.5
福島県	35.3	36	35.3	35.7	33.7	△1.6
茨城県	85.3	86.4	88	87	88.8	3.5
栃木県	44	36.8	38.7	42.9	47.2	3.2
群馬県	34.5	33.8	33.9	35.2	35.6	1.1
埼玉県	46.1	48	50.8	53.6	57.1	11
千葉県	43.8	45.4	47.4	48.6	48.1	4.3
東京都	6.3	6.1	6.7	6.7	7.6	1.3
神奈川県	31.4	33	32.8	33.8	36	4.6
新潟県	73.1	75.6	76.9	79.7	83.8	10.7
富山県	43	50	54.1	57	61.8	18.8
石川県	70.9	65	65	67.8	72.6	1.7
福井県	74.1	74.4	76.5	74.7	74.1	0
山梨県	58.7	60.4	63.3	61.2	62.5	3.8
長野県	52.8	53.7	54.8	52.3	53.3	0.5
岐阜県	74.4	74.3	75.7	77.6	76.7	2.2
静岡県	52.9	51.4	55	55.4	55.3	2.4
愛知県	91.6	93.2	93.3	94.1	94.1	2.5
三重県	70.3	70.1	69.5	71.1	73.6	3.3
滋賀県	83.5	86.9	87.4	90.9	91.9	8.3

	R2年度 (A)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (B)	(B)-(A)
京都府	83.4	85.5	83.6	83.2	80.6	△2.8
大阪府	74.6	73.2	71.7	71.3	69.4	△5.1
兵庫県	91	89	88.6	90.4	93	2
奈良県	46.8	49.2	50.8	55.9	60.4	13.6
和歌山県	47.8	52.2	51.7	53.9	55.8	8
鳥取県	36.1	32.8	36.5	37.5	34.3	△1.7
島根県	98.2	96.5	100	96.2	88.1	△10.1
岡山県	69.1	70.2	75.5	76.3	77.4	8.3
広島県	84.7	86.9	88.4	88.5	88.2	3.6
山口県	70.8	76.9	81.1	78.8	79.7	8.9
徳島県	68.5	68.2	73.3	74.1	72.1	3.6
香川県	80.6	83.5	79.8	79.8	79.8	△0.8
愛媛県	79.9	81.3	80.9	81.7	81.5	1.6
高知県	81.7	85.5	85.2	87.5	87.8	6.1
福岡県	81	82.7	83.2	81.7	81.1	0.1
佐賀県	74.7	74.4	77.3	82.9	80	5.3
長崎県	70.8	68.5	75.6	72.8	74.2	3.4
熊本県	67.8	69.9	73	73.8	79.4	11.6
大分県	43.3	53.8	60.9	66.4	73.5	30.2
宮崎県	70.7	71.8	68.5	69.6	69.9	△0.9
鹿児島県	98.9	99.4	97.8	97.1	97.6	△1.3
沖縄県	24.4	28.9	23.3	24.5	25	0.6
平均	58.6	59.4	60.3	61.1	62	3.4

(単位：%)

出典：学校基本調査(政令指定都市含む)

教師の採用等の改善に係る取組について（通知）

（4 教教人第27号令和5年1月10日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築

絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく上で、学校の教職員組織は、同じような背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材との関わりを持ち続ける組織や、当該人材を取り入れた組織であることが望まれます。

また、多様な専門性を有する教職員集団を構築するためには、外部の人材を活用するということにとどまらず、教師自身が、全ての教師に共通に求められる基本的な知識技能というレベルを超えて、新たな領域の専門性を身に付けるなどの強みを伸ばすことが重要となります。教師の採用に当たっても、令和2年度から順次実施されている学習指導要領等の改訂を踏まえつつ、教職課程と大学等で展開される多様な授業科目の学修成果や大学等の内外を通じた様々な経験などを考慮し、学校現場における今日的な教育課題に対応した特定分野に強みや専門性を持った人材の採用に努めてください。その際、特に以下の点に留意してください。

(8)食に関する指導の充実に向けた栄養教諭の計画的な採用

平成17年の栄養教諭制度の創設以降、各地域において栄養教諭の任用・配置が進んでいるところですが、地域間においてその状況に差異が見られるところです。

令和答申において指摘されているとおり、ますます多様化する社会の変化の中で、子供たちの置かれている生活環境も様々であり、食育においても今まで以上に個別に寄り添った支援が求められています。栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして担うことを職務としており、偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等に適切に対応し、食に関する指導を充実させるためにも、新規採用や学校栄養職員からの速やかな移行を含め、栄養教諭の計画的な採用を進めていただくようお願いいたします。

- ・栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことを本来の役割としている。
- ・今般、栄養教諭等による食に関する指導等の充実を図るため、栄養教諭等が行う給食指導等の食に関する指導について整理を行うとともに、教育委員会等に対して、栄養教諭の一層の活用を依頼。

1. 給食指導及び給食を活用した食に関する指導について

- ・栄養教諭の免許を有する者は、給食の時間が学級活動に位置付けられているか否かにかかわらず、単独で給食指導を実施できる旨、明確化。
- ・今後、学校において栄養教諭の校務分掌を定めた上で、栄養教諭が積極的に単独で児童生徒に対する給食指導を実施することを期待。
- ・各栄養教諭が週の大半（おおむね週4回以上を目安）において、給食を活用した食に関する指導に従事することを期待。

2. 各教科等における食に関する指導について

- ・栄養教諭が、その専門性を生かしつつ、学級担任や教科担任等に対し、指導の参考となる資料を提供することなどはもちろん、学級担任や教科担任等による指導計画の作成や評価に当たって連携すること、さらにその指導計画に基づき直接指導を担うことにより、積極的に関わることを期待。

3. 食に関する健康課題の相談指導について

- ・偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談及び指導については、栄養教諭の重要な役割の一つ。
- ・栄養教諭は、特に高い専門性が求められ、学級担任等だけでは十分な対応が困難なケースに対応し、児童生徒や保護者と直接、相談・支援するなど、他の教職員と連携しながら、校内体制の中で中心的な役割を果たす必要がある。

4. 栄養教諭の校務分掌について

- ・栄養教諭も他の教諭等と同様に、学校の運営管理に関する事項を校務分掌として担当することが期待されることから、令和5年7月5日付け「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）」で示した「栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例」について、右記の別表のとおり改正。

別表 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例 ※赤字は改正部分

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育その他の学校の教育活動に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導 <u>その他の学校の教育活動</u> への参画（チーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等） <u>食に関する健康課題に係る保護者からの相談への対応</u>
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）
3	主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営への参画 学校業務改善の推進
		研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 教育委員会が実施する研修 <u>その他の職責を遂行するために必要な研修の受講</u>
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関すること	学校の安全計画等に基づく安全点検

備考

- （一）上記に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて栄養教諭が担うことが必要と校長が認める職務については、食に関するものに限らず、校務分掌に位置付けることが可能である。
- （二）校長が具体的に校務分掌を定める際には、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA対応、部活動指導など他の教師と同様に校務分掌を担うことが期待される。

栄養教諭の更なる活躍に向けて（加配）

- ① すべての栄養教諭が、「教師」として子供たちへの「食に関する指導」と他の教師と同様に「校務分掌」を担う
- ② 新たな栄養教諭のモデル構築に向け、特色ある教育や取組を実施する
「食と健康モデル校」(仮称)を創設

栄養教諭が児童生徒の教育活動や学校運営により一層貢献



《現状》

学校運営・学級運営への参画

- 給食管理など食に関する校務分掌以外を担う機会は少ない。

食に関する指導

- 給食の時間や各教科等の中で、必ずしも十分な指導ができていない。

② 加配定数

- 申請に基づき予算の範囲内で措置

《今後》

学校運営・学級運営への参画

- 食に関する業務に限らず、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA対応、部活動指導など他の教師と同様に校務分掌を担う。

食に関する指導

- 学校給食の時間や各教科等（保健体育、技術家庭、特別活動などにおける食に関する領域）における児童生徒への直接指導について、学校として組織的に位置付けた上で実施。

加配定数

- 教職員への支援機能強化や、食に関する教材の開発・普及等のモデルとなる学校へ措置

現状・課題

養護教諭

- 複雑化・多様化する現代的健康課題への対応（生活習慣の乱れ、感染症の感染拡大、メンタルヘルスの問題、いじめ・不登校・貧困等を背景とした心身の不調、ICT環境の変化などに伴う問題）
- 新型コロナウイルス感染症を契機とした養護教諭に求められる役割の変容・増大（健康観察、健康相談、保健指導などの対応の充実）
- このような中、児童生徒等への支援のみならず、学校の衛生環境等の管理や関係機関との連携など様々な業務を並行して行わなければならない

- 多くの学校で養護教諭は一人配置であるため、多種多様な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援や、最新の医学・心理・福祉等の必要な知識や技能の更新が困難

栄養教諭

- 肥満や、やせ傾向、食物アレルギー等の多様な健康課題を有する児童生徒への個別相談指導の必要性の増大
- 食料安全保障、環境と調和のとれた食料システムなど、食を取り巻く現代的な課題に対応する指導を行うための体制充実、資質・能力の向上が必要
- 衛生管理等の通常業務に加え、食材の安定した調達や、昨今の物価高騰等の時勢を踏まえた対応が求められるなど、栄養教諭が担う業務が煩雑化している

- 栄養教諭は、複数校を兼務しているケースが多く、学校への配置数が相対的に少ないため、各学校に在籍している多様な課題を抱える生徒へのきめ細かな対応が困難。

事業内容

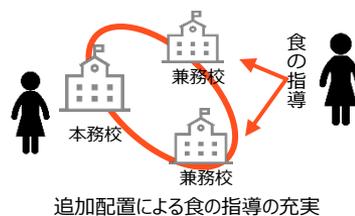
養護教諭の派遣による繁忙期や大規模校等における業務支援

- 域内にある大規模校のうち、養護教諭の配置が一人である学校に養護教諭を派遣し、二人配置にする。
- 健康診断の時期に、週2～3日、養護教諭を派遣したり、学校行事の時や年度末に養護教諭を派遣したりするなど、繁忙期の業務支援を行う。



栄養教諭の派遣による食の指導の充実、個別対応充実

- 複数校の兼務等により十分に食の指導が行き届いていない学校への派遣による食の指導の充実、個別の対応が必要な児童生徒が多い学校に追加の栄養教諭を派遣し、食の指導の充実を図る。



子供の心身の健康を担う養護教諭や栄養教諭の業務体制の強化や時代に即した資質能力の向上を図る

アウトプット（活動目標）

都道府県・指定都市が実施する養護教諭・栄養教諭の資格を有する者を学校に派遣し、繁忙期等の業務支援や食の指導の充実等を図る

短期アウトカム（成果目標）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等への対応の充実、養護教諭・栄養教諭の資質能力の向上

長期アウトカム（成果目標）

養護教諭・栄養教諭に相談しやすい環境の整備

事業実施期間

令和5年度～

<実施主体> 都道府県又は指定都市教育委員会
<補助率> 派遣に係る経費の3分の1を補助

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

学校保健・食育推進体制支援事業の活用例

◆ 子供の心身の健康を担う養護教諭・栄養教諭の業務支援の充実を図るため、**養護教諭・栄養教諭の資格を有する者**（※）を**学校へ派遣**（※）し、

①**繁忙期や大規模校における業務支援**や、②経験の浅い養護教諭・栄養教諭への**指導・助言や研修機会の確保**などを行う。

※養護教諭・栄養教諭の勤務経験のある者（定年退職に限らず、現在、養護教諭・栄養教諭として勤務していない者）。養護助教諭も含む。

※派遣の頻度・期間については、年間を通じて週5日フルタイムで配置したり、週2日派遣したり、特定の期間のみ派遣したりするなど、様々な対応が可能。

【活用例1】養護教諭の複数配置に活用

○域内にある大規模校のうち、養護教諭の配置が一人である学校に養護教諭を派遣し、二人配置にする。

○健康診断の時期に、週2～3日、養護教諭を派遣したり、学校行事の時や年度末に養護教諭を派遣したりするなど、繁忙期の業務支援を行う。



一人配置の養護教諭にかかる業務負担が大きい



二人配置になり、個々の児童生徒への支援が充実

【活用例2】不登校等に係る児童生徒の相談支援に活用

○学びの多様化学校(分教室型を含む)や校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)がある学校等に、通常業務を行う養護教諭に加えて、不登校の未然防止や不登校児童生徒の心身の健康について主として対応する養護教諭を配置する。



通常業務
+
不登校等に係る相談支援



通常業務



不登校等に係る相談支援

養護教諭には、救急処置や感染症対策などの通常業務があるため、不登校等への対応に十分な時間がかけられない

不登校等への対応に関し、養護教諭の専門性を生かした相談支援を行う養護教諭を追加して配置

【活用例3】学校保健体制の強化に活用

○学校保健体制に課題のある学校に、養護教諭や栄養教諭を派遣し、各学校の体制を強化する。

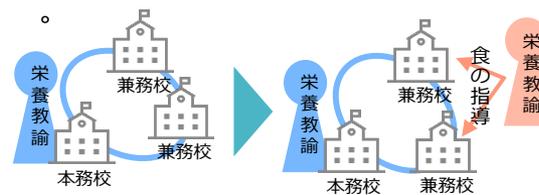
遠隔地にある学校や夜間中学など、様々な事情で養護教諭や栄養教諭が配置されていない学校では、学級担任等が学校保健業務を担っている



養護教諭や
栄養教諭を
派遣

【活用例4】食の指導の充実に活用

○本務栄養教諭が配置されていない学校に、栄養教諭を派遣し、食の指導の充実を図る。



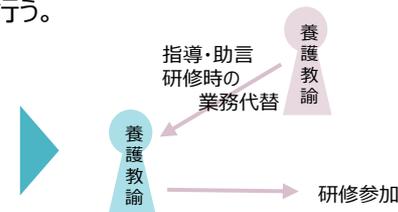
複数校を兼務しているため、兼務校における食の指導が十分にできていない

兼務校に、食の指導を担当する栄養教諭を派遣

【活用例5】若手養護教諭の資質能力向上に活用

○若手養護教諭が配置されている学校に、経験豊富な養護教諭を派遣し、日常的な指導・助言や研修時の業務代替を行う。

・校内に他の養護教諭がいないため、養護教諭の専門性に関する指導・助言が得られない
・校外や長期の研修に参加できない



・経験豊富な養護教諭からの日常的な指導・助言が得られる
・研修機会が確保できる

背景

- ・ 社会環境が大きく変化した現代において、児童生徒が健全な食生活を実践することの困難な場面が増え、食物アレルギーや偏食等、食に関する健康上の課題が多様化。
- ・ 栄養教諭を中核とした学校における食育を通じ、児童生徒に対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせることが重要。

事業①食に関する健康課題対策支援事業 39百万円 (25百万円)

課題

児童生徒の食に関する健康課題を対処するには、栄養に関する専門的な知識を有する栄養教諭が中心となって学校において個別指導に取り組んでいく必要があるものの、その取組の実態は、栄養教諭の資質・能力や個別指導の重要性に対する認識の違いによりバラつきがある。

事業概要

【民間団体等】

栄養教諭の食に関する個別指導力を一層向上させるため、**個別指導の重要性や手法等についての研修会を実施**

【地方公共団体】

市町村内の各児童生徒への個別指導を実施し事例を積み上げるとともに、設置者として市町村内の児童生徒に継続的かつ効果的に指導を行うための調査研究を実施

アウトプット

研修会参加人数の増
個別指導の実績数の増

短期アウトカム

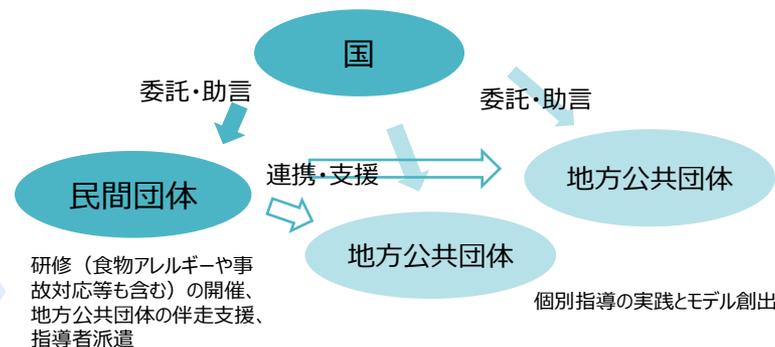
栄養教諭の個別指導力向上
による関係者の満足度の向上

長期アウトカム

栄養教諭の個別指導による
生徒の健康状態の改善・向上の
件数増

委託先：民間団体等、地方公共団体
件数・単価：<研修会実施> 1箇所・9百万円（民間団体等）
<調査研究> 14箇所・2百万円/箇所（地方公共団体）
対象経費：研修会開催や指導助言に必要な謝金・旅費等
事業開始年度：令和5年度

(事業イメージ)



事業②食の指導改善充実に向けた調査研究 20百万円 (6百万円)

課題

- ・ 食に関する諸課題について、児童生徒が興味・関心を持ち、課題を自分事として捉え、解決していこうとする態度を育むことが重要。
- ・ 食に関する指導の質の向上を図るため、教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくカリキュラム・マネジメントの充実が必要。

アウトプット

食に関する評価のモデルの整理・試行の実施

短期アウトカム

食に関する評価の実施

長期アウトカム

食の評価に係るPDCAサイクルが確立し、児童生徒の食についての正しい知識や適切な判断力向上、食に対する意識の向上を体系的に促進

事業概要

食に関する実態調査を行うとともに、検討委員会を設置し、**食に関する指導の評価の在り方について検討**を行う。
また、学校給食摂取基準改定に係る各種検討を新たに実施。

委託先：民間団体等

件数・単価：1箇所・16百万円（民間団体等）

対象経費：有識者会議の開催や評価方法の試行に必要な謝金、旅費、人件費等

事業開始年度：令和6年度

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

栄養教諭が中心となった個別指導の例 ～栄養教諭が行う個別的な相談指導実践事例集から～

<対象>

- 肥満・やせ傾向にある児童生徒
- 偏食のある児童生徒
- （特にスポーツをしている）成長期に特別な栄養指導が必要な児童生徒
- 食物アレルギーを有する児童生徒

3か月で中等度肥満から軽度肥満に改善した小学2年生の例

- ① 栄養教諭が中心となって児童生徒や保護者からの聞き取りや食事調査を行い、課題を明確化
- ② 指導計画を立て、面談や給食の時間における状況確認、頑張りカードの導入など本人の意識づけに効果的な方法を工夫

- ◆ 成長曲線の推移を確認
- ◆ 生活習慣、食事の摂取量、おやつの量、運動、睡眠、外出について、食事調査と保護者からの聞き取り
- ◆ 給食時間の喫食状況の確認は学級担任と本人から聞き取り

- ・ 1年生の5月から2年生の8月までで、肥満度が12.1%増加した。
- ・ 家ではあまり動くことがない。
- ・ 食事は、小学4年兄と一緒にご飯を食べるため、それにつられて食べる量が多くなる傾向。
- ・ おやつは毎日食べており、アイスやジュースが多い。
- ・ 給食は、ご飯とおかずの両方をおかわりすることが多く、セルフサービス方式での配膳時には、高学年の量程度入っているご飯を選んで食べるが多い。
- ・ 本人は多く食べている自覚はない。

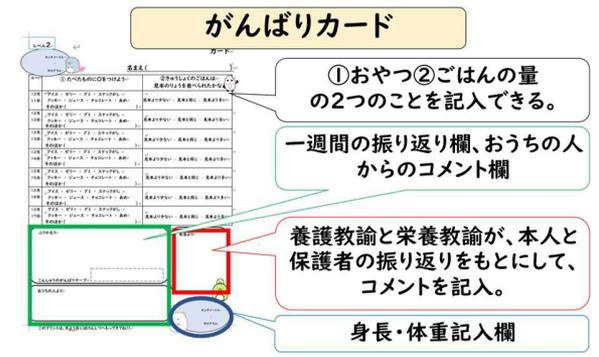
【課題】

- ① おやつの摂取エネルギー量が多い（一日平均224Kcal、ラクトアイスを食べる日（週2回程度）は374Kcal）。
- ② 朝・夕の家でのご飯の量（80g）が極端に少ない。
- ③ 給食時、ご飯の量を高学年量（198g）を食べている。
- ④ おかわりを平均55g/日食べている。

【連携についての計画】

担当	時間・頻度	内容	場所・方法など
栄養教諭	・月に1度 ・週に1度	・ 養護教諭とともに保護者と面談 ・ 一週間の頑張り度合いの確認 ・ 計画の実行状況や対象者の様子などの情報共有	保健室 対面 保健室 対面
	・週に1度 ・給食時間	・ 保護者と情報を共有 ・ ご飯量の確認	書面 教室 目視
養護教諭	・月に1度 ・週に1度 ・給食時間	・ 栄養教諭とともに保護者と面談 ・ 身長体重測定 ・ 計画の実行状況や対象者の様子などの情報共有 ・ ご飯量の確認（栄養教諭もしくは養護教諭）	保健室 対面 保健室 対面 教室 目標
学級担任	・9月 1回	・ クラス全体にご飯の適量についての指導 ・ 対象児童の教室での様子を情報共有	教室 全体指導
管理職	・ 進展のある タイミング	・ 栄養教諭からの進捗状況確認	職員室
給食調理員	・ 毎日	・ 適正量の配付	給食室 配付表を確認し 計量

がんばりカード



本人が無理をすることなく、おやつの量や、学校と家庭でのご飯の量の改善をしながら、楽しく3か月間をやり抜くことができました。低年齢かつ症状の軽いうちから専門家が介入をすることで、生活習慣を変えやすく、早く標準体重に戻すことができます。

官民連携食育プラットフォーム

- 朝食の欠食、栄養バランスがとれていない食生活、食に対する関心の低下、農の現場や食品製造の実態を知らない人の増加など、食を取り巻く様々な課題が生じている。
- 食を通じて大人の消費者と日々接している食品関連事業者等とともに、官民で連携し、また事業者間の協働をより推進し、消費者の食と農への理解の醸成と行動変容に向けての新たな展開を図るため、令和7年6月27日に設立。

設立発起人企業 20社 ※令和7年6月27日時点

(株)伊藤園	エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	大塚製薬(株)
カゴメ(株)	(株)カスミ	カルビー(株)
キッコーマン(株)	キューピー(株)	シダックス(株)
(株)セブン&アイ・ホ ールディングス	(一社) 全国 農業協同組合 中央会	(株)ダイエー
(株)日本アクセス	日本ハム(株)	ハウス食品 グループ本社(株)
(株)バルク	(株)Mizkan	(株)明治
(株)ライフ コーポレーション	(株)ワイズマート	

食育活動の情報発信

- ・会員企業等の様々な食育活動を全国に発信
- ・共通のロゴやキャッチフレーズを用いた効果的なイメージ戦略

取組主体間の交流・連携

- ・勉強会などを通じて、食育活動の高度化や新たな連携の形成を促進

連携したプロジェクト活動

- ・課題を決めて連携し、新たな食育に挑戦するプロジェクトを実施
- ・企業間だけでなくとどまらず、大学等への連携した働き掛けなど、官や学との連携を推進



朝食を食べようプロジェクト



バランスよく食べようプロジェクト



食や農の現場を体験しようプロジェクト

●官民連携食育プラットフォーム(農林水産省ホームページ)
https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/otona_syokuiku/platform.html



2. 学校給食の改善・充実に向けて

第4次食育推進基本計画（文部科学省関係部分）

計画期間 令和3年度～7年度

○重点課題

- <1>生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（国民の健康の視点）
- <2>持続可能な食を支える食育の推進（社会・環境・文化の視点）
- <3>「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進（横断的な視点）

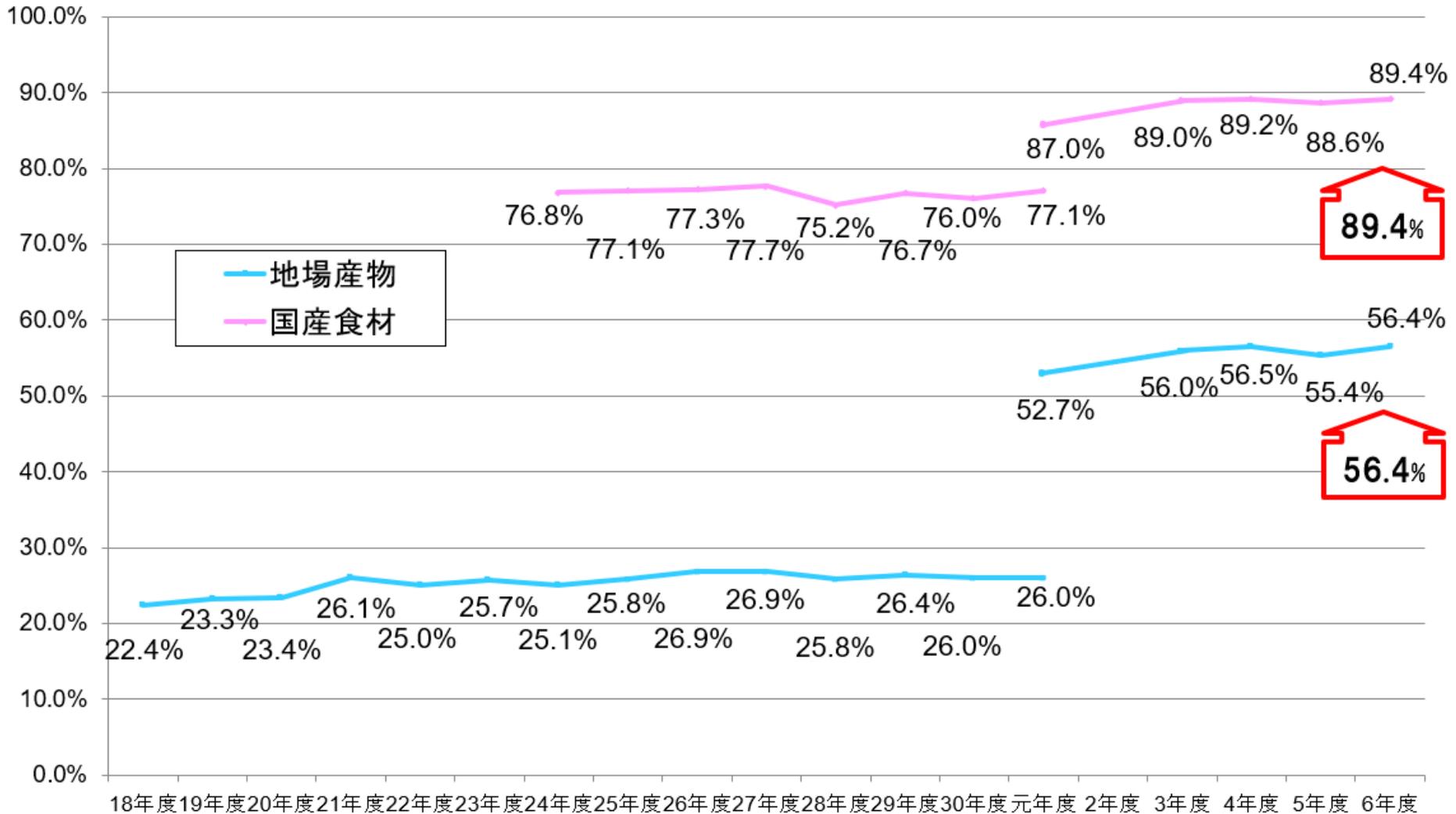
○目 標

事 項	目標値（令和7年度）	実績（令和6年度）
学校給食における地場産物を使用する割合が令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	90%以上 (43都道府県以上)	70% (33都道府県)
学校給食における国産食材を使用する割合が令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	90%以上 (43都道府県以上)	83% (39都道府県)
栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数 ※2	月12回以上	13.07回

※1 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況の全国平均は、地場産物56.4%、国産食材89.4%
(学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査)
調査対象時期：令和6年6月及び11月の第3週の5日間

※2 学校給食の時間を使った直接の指導、校内放送、教材作成等、各取組の回数の計
(地場産物を活用した食に関する指導の取組状況調査)

学校給食における地場産物・国産食材活用状況の推移



出典: 令和元年度までは文部科学省「学校給食栄養報告」(食材数ベース)

令和元年度以降は文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」(金額ベース)

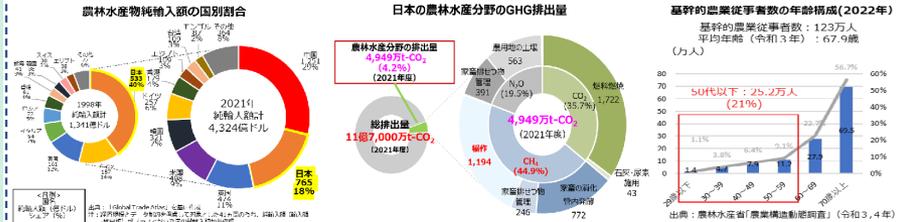
※平成23年度は、東日本大震災の影響から事務的負担を考慮し、岩手県、宮城県及び福島県を本調査対象より除く。

学校給食における有機農産物の活用について

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

背景

○ 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。



法律の概要

食料安全保障の確保

- 基本理念について、
 - 「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」とする。(第2条第1項関係)
 - 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。(第2条第4項関係)
 - 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。(第2条第5項関係)
- 基本的施策として、
 - 食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）(第19条及び第21条関係)
 - 収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）(第22条関係)
 - 価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。(第23条及び第39条関係)

環境と調和のとれた食料システムの確立

- 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。(第3条関係)
- 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。(第20条及び第32条関係)

農業の持続的な発展

- 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。(第5条関係)
- 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業体）の活動促進、家畜の伝染性疾患・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

農村の振興

- 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。(第6条関係)
- 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。(第43条から第49条まで関係)

施行の日 令和6年6月5日

見直しの方向性

次世代へつなぐ、環境にやさしい
農業・食品産業への転換

○環境にやさしい持続可能な農業
を展開するため、有機農業などを
全国に広める。

<参考> 農林水産省HP

<https://www.maff.go.jp/j/basiclaw/>

学校給食における有機農産物等の活用に取り組む市町村の状況

令和5年度末時点で278市区町村が学校給食で有機食品を利用しており、令和4年度末から85市区町村増加。

学校給食で有機食品を利用している市区町村数
(令和2年度～5年度)



出典：農業環境対策課「令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度における有機農業の推進状況調査（市区町村対象）」

有機食品の品目別の取組市区町村数

米飯	127
野菜	189
果物	18
豆類	12
調味料・加工食品	20
その他 (パン、茶、きのこ類等)	10

※学校給食で有機食品を利用していると回答した278市区町村のうち、利用品目について未回答又は品目については把握していないとの回答があった13市区町村を除いた**265市区町村の回答を取りまとめ（複数回答）**

出典：農業環境対策課「令和5年度における有機農業の推進状況調査（市区町村対象）」

<出典> 農林水産省農業環境対策課「令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度における有機農業の推進状況調査（市区町村対象）」

学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究

令和7年度予算額

59百万円

(新規)



文部科学省

背景

- 学校給食における有機農産物等の活用は、環境負荷低減や持続可能な食料生産の促進等に対する子供たちの理解を深める観点からも有効である等、教育的意義を有する。
- 食料・農業・農村基本法が改正され、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食への有機農産物の活用やそれを通じた環境負荷低減に係る理解を促す食育の実施が求められており、学校給食に有機農産物を活用する際の課題解決への支援が必要。また、オーガニックビレッジ等との連携を促し、生産から消費までの一貫したモデルの創出が必要。

課題

- 域内で必要な量の確保が難しく、定期的に生産者へ生産状況を確認したり、関係者間で協議を行う必要がある。また、一般的に流通している食材に比べるとコスト面でも課題がある。
- サイズが不揃いであったり変形しているなどで学校給食用の納入規格に合わない。学校給食で使用するためには、生産者に加工済みの食材を納入してもらうか、調理場において加工用の調理器具を使用する必要がある。

事業概要

学校給食における有機農産物等の総合的な使用促進・有機農産物等の使用を通じた環境負荷低減や食料安全保障の観点を含めた児童生徒の食育推進を目的とし、**先進事例創出**のための調査研究を行う。

<事業内容>

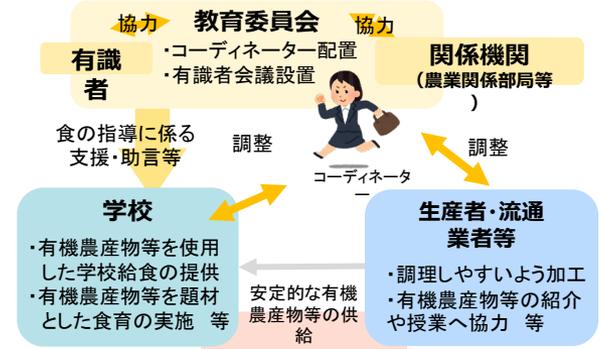
○有機農産物等の継続的な活用による食育の推進

- 継続的に有機農産物等を題材に上げ、食文化・産業への理解促進、生産者への感謝の気持ちの醸成などに係る方策と効果を研究
- 継続的に有機農産物等を題材に上げ、持続可能性の高い農業に係る理解を促進することなどに係る方策と効果を研究
- 効果的な農業体験の導入等による環境負荷低減に係る理解を促す方策と効果を研究

○有機農産物等の安定的な供給による使用促進

- 市町村内での仕組みづくりを担うコーディネーター等の人材配置や、安定的な供給の促進に資する契約による有機農産物の導入への効果を研究
- 調理器具の購入や人材配置の工夫、そのままでは活用が難しい食材を生産者側で加工して納品してもらうこと等による有機農産物等の加工効率化の効果を研究
- 有機農産物等を活用した新しいメニューの開発、食育を目的とした定期的なメニュー化の促進等による有機農産物等の活用増加への効果を研究
- 有機農産物等の供給量確保のための関係機関との連携方策の実施とその効果を研究

<事業のイメージ図>



- 学校給食での有機農産物等の継続提供による活用促進
- 有機農産物の使用を通じた児童生徒の食育の指導モデル創出

件数・単価	8箇所・7百万円/箇所	交付先	地方公共団体	対象経費	諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費 等
-------	-------------	-----	--------	------	---

アウトプット (活動目標)

- 受託先における学校給食における有機農産物等の使用率の前年比増
- 学校給食の時間と連動した教科等における有機農産物等を題材とした指導回数の前年度比増

短期アウトカム (成果目標)

- 学校給食における有機農産物等の安定的な生産・供給体制構築による有機農産物等を使用する自治体数の増
- 学校給食の時間と連動した教科等における有機農産物等を題材とした指導回数の全国における回数増

長期アウトカム (成果目標)

- 学校給食における有機農産物等の全国における使用率の上昇
- 地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢、環境負荷低減等に係る児童生徒の理解促進

スモールステップからはじめる学校給食での地場産物等活用のためのガイドブック（概要）

○ 本ガイドブックの策定に寄せて

- ・ 本ガイドブックの策定の背景・趣旨、活用に当たっての期待などを記載。

○ はじめに

- ・ 本ガイドブックの目的のほか、学校給食における地場産物等の活用に関する学校サイドと生産者サイドのメリットや、子供たちへの効果・影響などについて、データや現場の声を基に記載。
- ・ 単に学校給食において地場産物等を使用するのみならず、それらを教材として教科等の学習や給食の時間を通して活用することが子供たちにとって大事である旨を記載。
- ・ 学校給食における地場産物等の活用に向けてスモールステップから取組を始められるようまとめたものである旨を記載。

第1部 学校給食での地場産物等活用における課題と対応策

- ・ 取組を進める際に直面する主な課題と、スモールステップから始められる対応策に焦点を充てて記載。
- ・ 取組のイメージが湧くよう、要所に、先進事例である地方自治体の取組を、参考となる資料を交えて記載。

第2部 学校給食での地場産物等活用に関する先進事例

- ・ 学校給食における地場産物等の活用に向けて積極的に取り組んでいる地方自治体の、活用に至った経緯や、計画・目標、その際の課題と主な取組内容、成果などについて紹介。
- ・ 単なる使用にとどまらず、教科等の学習や給食の時間における活用方策についても紹介。
- ・ 地場産物等の調達から納品までの流れを図示するなど、視覚で理解できるように掲載を工夫。

参考資料

- ・ 地場産物等の活用促進に手軽に取り組めるよう、実際に地方自治体で活用されているひな形を参考に、学校給食において使用頻度の高い地場産物等のリスト等、活用促進に役立つ参考ツールを掲載。
- ・ 地方自治体による地場産物等の活用促進に向けた環境整備の一例として、地場産物等の活用促進に関する条例や計画等の参考例を掲載。

学校給食における窒息事故の防止について

(令和6年2月27日付初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

令和6年2月に発生した死亡事故を受けて、学校給食における窒息事故の防止について、改めて指導の徹底に努めていただくよう依頼。

(事務連絡抜粋)

文部科学省においては、「食に関する指導の手引—第二次改訂版—(平成31年3月)」において、給食時における安全に配慮した食事の指導の在り方や窒息への対処方法について示しているところです。

また、食品による窒息事故については、内閣府食品安全委員会ホームページに掲載の「食べ物による窒息事故を防ぐために」及び、厚生労働省ホームページに掲載の「救急蘇生法の指針(市民用)2020」も併せて御留意願います。今回の事故の詳細については、調査中ではありますが、改めて上記等を参考に指導の徹底に努めていただくようお願いいたします。

(参考)「食に関する指導の手引き-第二次改訂版-(平成31年3月)」

4 窒息事故防止

過去には、パンの早食いや、白玉団子やプラムを咀嚼せず誤って飲み込んだことによる児童生徒の窒息事故が発生しています。特に、水分が少ないものや思いがけず飲み込んでしまう可能性がある丸い形状のものは、咽頭部に詰まる危険性が高いため十分な注意が必要です。

ア 未然防止のポイント

- ・ 食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べるよう指導します。
- ・ 早食いは危険であることを指導します。
- ・ 給食の際は、学級担任等が注意深く児童生徒の様子を観察します。
- ・ 咀嚼及び嚥下の能力には個人差があるので、個別の対応が必要な児童生徒については、全教職員の間で共通理解を図ります。
- ・ 特別な支援を要する児童生徒については、食事中に必ず教職員が付き添い、目を離さないようにします。

イ 発生時対応の留意点

- ・ すぐに他の教職員を呼び、119番通報を依頼します。救急隊が到着するまでの間は、詰まったものの除去を試みます。

学校給食の安定的な運営に向けて

1. 背景・課題

- 学校給食は**安全安心かつ安定的**に運営されることが重要。そのためには給食調理事業者を含めた民間事業者の選定や契約、業務実施の各場面において、適正な事業の推進を確保していくことが必要。
- 教育委員会、学校管理職、栄養教諭など、**学校給食関係者が関係法令を正しく理解**し、給食調理の過程における衛生基準等を定めた「学校給食衛生管理基準」の対応や、調理場の労働環境整備等について、各自治体で、地域の実情等を踏まえつつ、硬直的にならないよう運用することが必要。

2. 改めて御確認いただきたい事項

1. 「物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進について（通知）」（令和5年11月10日付け5文科初第1458号文部科学省初等中等教育局長通知）において示されている取組の推進

- エネルギー価格や食料品価格等の価格変動等に応じた**契約金額の協議・変更**や受託事業者への支援
- **スライド条項**（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の協議及び変更について定めるもの）の設定
- 材料費及び人件費等の最新の実勢価格などを踏まえた**適切な予定価格の作成** 及び **総合評価落札方式**の活用

【参考】自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応について（令和7年1月8日付け総行経第2号総務省自治行政局行政経営支援室通知）
令和7年度地方財政政策において、学校などの自治体施設の光熱費の高騰や、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に1,000億円を計上（前年度比+300億円）し、普通交付税の単位費用により措置

2. 学校給食調理場における熱中症対策の推進

- 熱中症の重篤化を防止するための体制整備、手順作成、関係者への周知（この点、文部科学省からも「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（周知）」（令和7年5月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）にて周知しているので改めてご確認ください）
- 学校施設環境改善交付金等を活用した**学校給食施設の空調設備の整備・更新**

3. 「学校給食衛生管理基準」の適切な運用

- 職員等の労働環境改善に向け、「学校給食衛生管理基準」の趣旨を踏まえた上で、硬直的な運用とならないよう留意

例：洗浄・清掃作業時における軽装の導入 ⇒ 熱中症防止
食材納入時間の調整・見直し ⇒ 食材納入事業者の負担軽減（物流効率化法にも留意）

4. その他取組が必要な事項

- 給食業務委託におけるいわゆる**偽装請負（発注者による委託先民間事業者の労働者への直接指揮命令等）の防止**
- 調理員や業務受託事業者等に対する**各種ハラスメントの防止・早期対処**
- 栄養教諭・学校栄養職員をはじめとした学校給食関係者に対する、給食業務委託に係る**契約内容に関する正しい理解の促進**

効率的で安定的な学校給食用食材の調達等に関する調査研究（令和6年度）

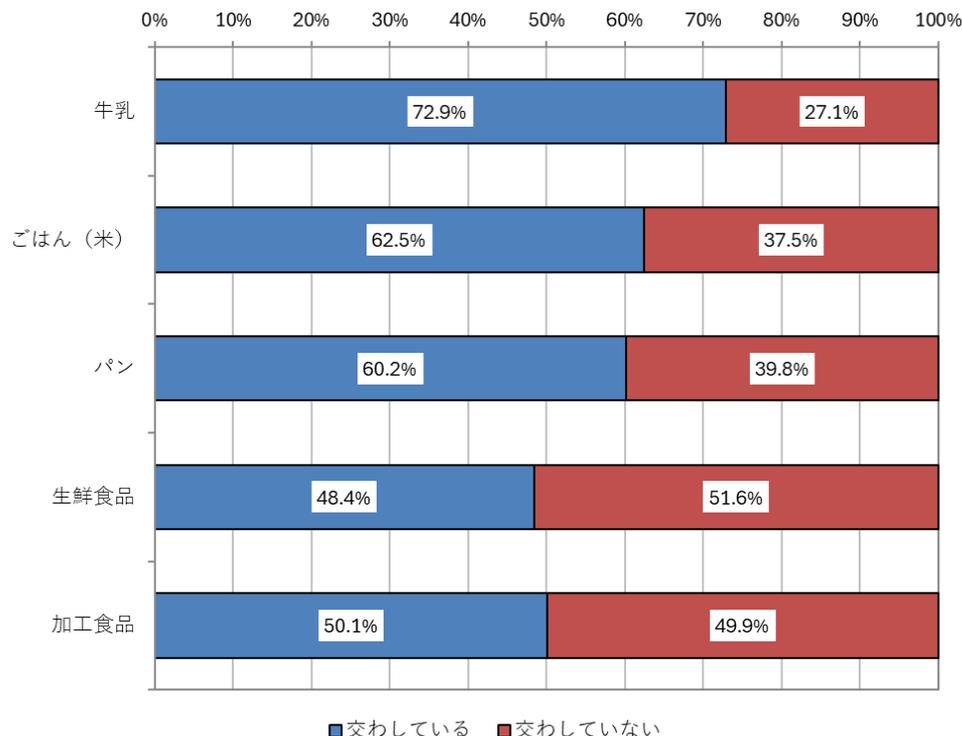
背景・課題

- 令和2年3月からの一斉臨時休業に伴い、全国の多くの学校設置者で学校給食が長期間休止となった。その際、臨時休業期間中の学校給食の休止に伴ってキャンセルされた食材の取扱いについて、予めキャンセルに関する取決めがされていないために協議が難航する等、学校給食用食材に係る契約に関する課題が生じた例が見受けられた。
- 令和3年度調査「安定的な学校給食提供体制の構築に関する調査研究」等において、取引の課題の調査やその解決手段としての、各種書類の整備について言及された。

食に関する社会的な課題や学校・児童生徒の現状等を踏まえ、持続可能な学校給食の実施体制の構築に向けて、効率的で安定的な食材の調達等を実現するため調査分析を実施。

<調査方法> 自治体アンケート、学校設置者・事業者等に対するヒアリング

Q 契約内容を定めた書面の有無



取引における主な課題

- ◇ 覚書、契約書等の書面がない取引が多数存在する。
- ◇ 契約書において、キャンセル条項について記載がない。
- ◇ 発注締切を「x日前」としているが、例外規定がない。
- ◇ 学校では発注連絡等で依然FAXが多用されており、DX化の対応が求められる。



食材調達に関する契約の課題への対応策

- ◇ 以下の条項を含む契約書の書式例について整理
 - ・発注に係る条項
 - ・キャンセルポリシーに係る条項

※以上の内容は今後ホームページで公開予定

食材調達における留意事項について

荷主・物流事業者に対する規制措置

【流通業務総合効率化法】

荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

すべての事業者

- ①**荷主***（発荷主、着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
* 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

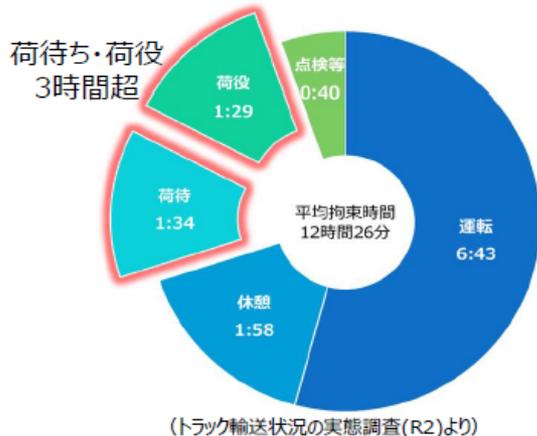
一定規模以上の事業者

- 上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

---【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】 --- 【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】 --- 【荷主等が取り組むべき措置の例】 ---



取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載率の向上	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による荷役時間の短縮

学校給食費の「公会計化等」について ～概要～

学校給食費の「公会計化等」とは

学校給食費の「公会計化等」とは、以下①②の双方を満たしているものをいいます。（令和4年5月1日現在：519自治体（34.8%））

- ① **学校給食の実施に必要な食材費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者から徴収する学校給食費についても歳入予算として計上する「公会計制度」を採用**すること。
- ② **徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体自らの業務として実施**すること。

文部科学省では、これまでも令和元年に発出した通知やガイドライン等において、地方自治法上も学校給食費を公会計で扱うことが基本であることや、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを促進してきたところであり、令和5年8月にも改めてその旨を周知。

見込まれる効果



- ① **教員の業務負担の軽減**
→督促業務等から解放されて子供に向き合う時間や授業改善の時間を確保でき、学校教育の質が向上する。
- ② **保護者の利便性の向上**
→納付方法を多様化することができ、保護者の利便性が向上する。（クレジットカード、コンビニ払い等）
- ③ **徴収・管理業務の効率化**
→一括したシステム管理や外部委託等により、財政面を含めた業務の効率化が見込まれる。
- ④ **透明性の向上、不正の防止**
→経理面の管理・監督体制や監査の機能が充実する。
- ⑤ **公平性の確保**
→効果的な徴収により、滞納が減少する。
- ⑥ **給食の安定的な実施・充実**
→効率的・効果的な食材調達や、他部局との協働で地産地消の取組などもしやすくなる。



参考となる取組



- **「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」**
→地方公共団体に対して書面調査を行うとともに、先進的取組を行う地方公共団体へのヒアリング調査を実施して、実務上参考となる事柄を幅広くとりまとめたもの。
(参考) https://www.mext.go.jp/content/20230821-mxt_kenshoku-100003364_4.pdf
- **「学校給食費の公会計化等に関する先行事例紹介」**
→既に公会計化等を実現している自治体の事例をとりまとめたもの。
(参考) https://www.mext.go.jp/content/20230831-mxt_kenshoku-100003364_8.pdf
- **「学校給食費の公会計化等に関するQ&A」**
→公会計化等に関する疑問をQ & Aの形式でまとめたもの。
(参考) https://www.mext.go.jp/content/20230831-mxt_kenshoku-100003364_5.pdf

(参考) 学校給食費の公会計化等の実施を予定していない自治体① (令和4年度)

北海道	えりも町、七飯町、富良野広域連合、下川町、中富良野町、余市町、初山別村、占冠村、厚岸町、名寄市、喜茂別町、増毛町、士別市、夕張市、奥尻町、富良野市、寿都町、小平町、島牧村、幌加内町、幌延町、愛別町、江別市、泊村、浜頓別町、由仁町、留萌市、神恵内村、興部町、芦別市、苫小牧市、豊富町、長沼町、音威子府村、鹿部町
青森県	弘前市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平内町、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、中泊町、六戸町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、田子町
岩手県	
宮城県	宮城県、気仙沼市、岩沼市、富谷市、蔵王町、大和町、女川町
秋田県	秋田県、小坂町、大館市、八郎潟町
山形県	山形県、上山市、朝日町、大江町、東根市、金山町、舟形町、大蔵村、戸沢村、川西町、小国町、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町
福島県	福島県、本宮市、大玉村、須賀川市、鏡石町、天栄村、浅川町、三春町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、西会津町、猪苗代町、昭和村、只見町、南会津町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、いわき市
茨城県	茨城県、大洗町、日立市、利根町
栃木県	栃木県、上三川町、下野市、塩谷町、壬生町、宇都宮市、市貝町、栃木市、益子町、矢板市、芳賀町、茂木町、那珂川町、野木町
群馬県	群馬県
埼玉県	埼玉県、宮代町、ときがわ町、三郷市、加須市、北本市、吉川市、志木市、嵐山町、戸田市、新座市、毛呂山町、深谷市、狭山市、白岡市、羽生市、蕨市、越生町、飯能市、鳩山町
千葉県	千葉県、我孫子市、佐倉市、大網白里市
東京都	東京都、千代田区、中央区、文京区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、武蔵野市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、西東京市、瑞穂町、檜原村、奥多摩町
神奈川県	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、二宮町、真鶴町
新潟県	新潟県、三条市、五泉市、出雲崎町、刈羽村、加茂市、弥彦村、湯沢町、燕市、田上町、糸魚川市、胎内市、長岡市、関川村、阿賀町、阿賀野市、魚沼市
富山県	富山県、上市町、入善町、富山市、射水市、小矢部市、立山町、舟橋村、高岡市、黒部市
石川県	石川県、加賀市、宝達志水町、川北町、志賀町、珠洲市、白山市、穴水町
福井県	福井県、あわら市、勝山市、南越前町、大野市、小浜市、池田町、福井市、越前市、鯖江市
山梨県	山梨県、大月市
長野県	長野県、小諸市、佐久市、佐久穂町、伊那市、駒ヶ根市、諏訪市、茅野市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、下諏訪町、富士見町、原村、泰阜村、豊丘村、筑北村、南木曾町、木祖村、大桑村、池田町、松川村、小布施町、山ノ内町、信濃町、小川村、栄村、上田市長和町中学校組合
岐阜県	岐阜県、多治見市、大垣市、岐阜市、御嵩町、東白川村、白川町、関ヶ原町、養老町
静岡県	伊東市、吉田町牧之原市広域施設組合、富士宮市、島田市、御殿場市、森町、河津町、熱海市、牧之原市、裾野市

(参考) 学校給食費の公会計化等の実施を予定していない自治体② (令和4年度)

愛知県	愛知県、一宮市、瀬戸市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、小牧市、東海市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、大口町、大治町、蟹江町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、額田郡幸田町
三重県	三重県、川越町、津市、松阪市、多気町、明和町、玉城町、大紀町、南伊勢町、度会町、伊賀市、尾鷲市、熊野市
滋賀県	滋賀県、東近江市
京都府	京都府、城陽市、木津川市、宇治田原町、精華町、綾部市、宮津市
大阪府	和泉市、守口市、富田林市、岬町、忠岡町、摂津市、枚方市、柏原市、河内長野市、熊取町、羽曳野市、藤井寺市、柏原市学校給食組合、豊能町、阪南市
兵庫県	兵庫県、明石市、赤穂市、佐用町
奈良県	奈良県、五條市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、高取町、明日香村、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、天川村、川上村、東吉野村
和歌山県	和歌山県、有田川町、印南町、御坊市日高川町中学校組合、串本町
鳥取県	鳥取県、三朝町、八頭町、岩美町、日吉津村、日野町、湯梨浜町
岡山県	岡山県、倉敷市、和気町、新庄村、矢掛町
広島県	竹原市、坂町、大崎上島町、神石高原町、三次市、庄原市
山口県	山口県、周防大島町、平生町、萩市
徳島県	徳島県、上勝町、佐那河内村、勝浦町、吉野川市、松茂町、板野町、海陽町、牟岐町、美波町、阿波市
香川県	香川県、直島町、宇多津町、坂出市、東かがわ市、土庄町
愛媛県	愛媛県、伊予市、八幡浜市、愛南町、東温市、松前町、松野町、砥部町、鬼北町
高知県	高知県、安田町、日高村佐川町学校組合、馬路村
福岡県	大牟田市、久留米市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、うきは市、糸島市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、鞍手町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、添田町、大任町、吉富町、上毛町、築上町、東峰村、吉富町外一市中学校組合
佐賀県	佐賀県、佐賀市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、有田町
長崎県	島原市、西海市、雲仙市、南島原市、時津町、川棚町、波佐見町、新上五島町
熊本県	阿蘇市、和水町、長洲町、高森町、御船町、嘉島町、山都町、錦町、球磨村
大分県	大分県、中津市、姫島村、由布市、臼杵市
宮崎県	綾町、国富町、西都市、高鍋町、西米良村、川南町、三股町、小林市、えびの市、高原町、延岡市、門川町、椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
鹿児島県	鹿児島県、日置市、指宿市、南九州市、阿久根市、出水市、さつま町、湧水町、垂水市、大崎町、東串良町、西之表市、中種子町、屋久島町
沖縄県	沖縄県、読谷村、沖縄市、中城村、浦添市、座間味村

学校給食衛生管理基準の改正について

1. 学校給食衛生管理基準の改正について

- 学校給食衛生管理基準は、学校給食法第9条に基づき、学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準として、平成21年に策定された(平成21年文部科学省告示第64号)。

学校給食法 抜粋

(学校給食衛生管理基準)

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

- 当該基準について、平成21年の策定以降、見直しは実施していないが、この間の大規模調理施設における食品衛生を取り巻く状況の変化や学校の働き方改革の観点等を踏まえ、全般的な点検を行い、見直しに着手する。

2. 改正スケジュールについて

- 令和7年度中に改正に向けた検討に着手し、遅くとも令和8年度中に改正を行う。

- 学校現場に混乱が生じないよう、改正に当たっては十分な周知期間を設けることとする。

3. いわゆる「給食無償化」について

「いわゆる給食無償化」に関する文書抜粋

自由民主党、公明党、日本維新の会 合意(令和7年2月25日)

I 教育無償化

全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、論点の十分な検討を行い、以下の改革を実現する。

②いわゆる給食無償化

- ・まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。
- ・その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する。

IV 教育無償化に関する論点等

2. いわゆる給食無償化については、地方自治体に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した対応を促すとともに、「学校給食法」との関係、児童生徒間の公平性、支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上、国と地方の関係、効果検証といった論点について、十分な検討を行う。
5. 上記の各施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保する。

V 上記 I～IVを前提に、令和7年度予算及び令和7年度税制改正法について、所要の修正を行った上で、年度内の早期に成立させる。令和8年度以降の措置については「骨太2025」に記載し、令和8年度以降の予算に反映させる。記載のない共通理解について、国会における政府答弁によって可能な限り確認を行う。

合意後も引き続き、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の枠組みで、合意事項の実現に責任と誠意をもって取り組む。

経済財政運営と改革の基本方針2025について(令和7年6月13日閣議決定)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2.主要分野ごとの重要課題と取組方針

(3)公教育の再生・研究活動の活性化

(質の高い公教育の再生)

(略)いわゆる高校無償化、給食無償化及び0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論²⁴⁹に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。

²⁴⁹「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」(令和7年2月25日)、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」(令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム)、「給食無償化」に関する課題の整理について」(令和6年12月27日文部科学省)等。

学校給食に関する実態調査の概要① (令和6年6月12日公表)

「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)に基づき、全国ベースでの学校給食の実態調査を実施。

II. こども・子育て政策の強化:3つの基本理念

1. こども・子育て政策の課題 (3) 子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する

また、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。

その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。

実施調査の概要

① 学校給食実施状況等調査(令和5年5月1日現在)(隔年実施)

- 学校給食を実施している国公立の全ての小学校、中学校、特別支援学校等を対象に、実施学校数、調理員の配置状況、学校給食費の平均月額等を調査

② 学校給食実施状況等に係る追補調査(令和5年5月1日現在)(今回新たに実施)

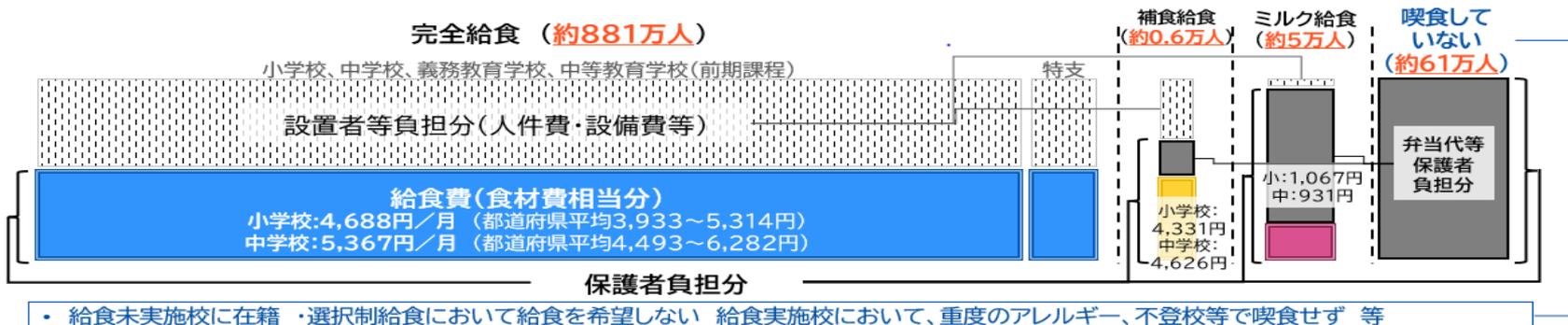
- 学校給食実施状況等調査で捕捉できない内容を補完するため、学校給食を実施する公立学校における給食の提供を受けていない児童生徒数や実施内容別の学校給食費等について調査

③ 学校給食費の無償化を実施する各教育委員会における取組の実態調査(令和5年9月1日現在)(今回新たに実施)

- 教育委員会が実施する学校給食費の無償化の状況について、支援の対象や要件等を調査

実施調査の結果

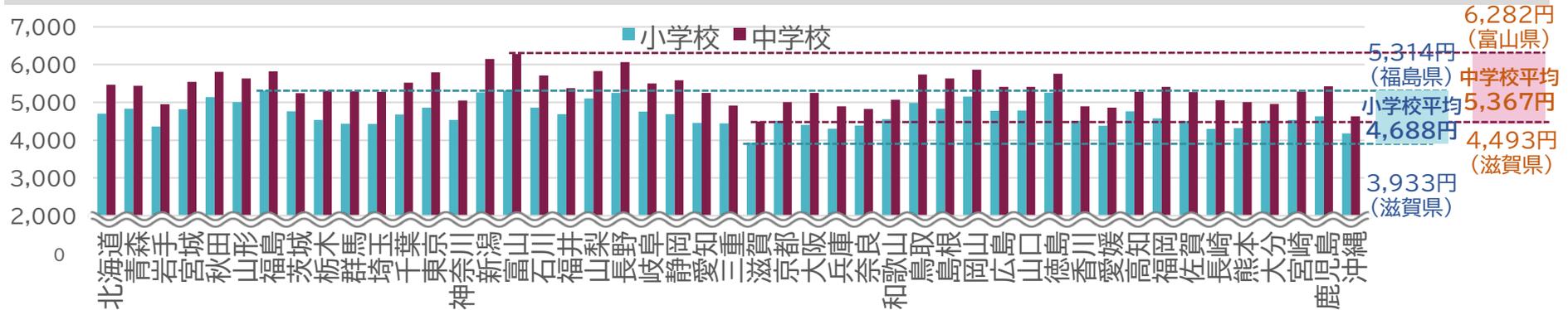
- 完全給食を実施している学校の割合は増加しており、調査時点で小学校の98.8%、中学校の89.8%、特別支援学校の88.9%、夜間定時制高校の51.4%。公立学校で完全給食を実施していない主な理由としては、「他の施設で昼食が提供される」が最も多い。
- 完全給食の実施率(在席児童生徒数ベース)は、公立学校では、小学校99.9%、中学校97.8%、特別支援学校94.7%である。
- ただし、喫食数ベースでは、小学校99.6%、中学校89.2%、特別支援学校で88.9%であり、給食実施校においても、約285,000人(夜間定時制高校を除く)が給食の提供を受けていない。



学校給食に関する実態調査の概要② (令和6年6月12日公表)

- 完全給食の給食費(食材費に相当する金額)は、都道府県間で、約1.4倍の開きがある。
- R5. 9. 1時点で学校給食費無償化を実施していた自治体は722/1,794自治体。うち、547自治体(約30%)で小・中学生全員が対象。
- 722自治体のうち、成果検証・評価を実施する自治体は、「実施済」「実施予定有」を合計しても、119(16.5%)。
- 公立義務教育諸学校等の学校給食費(食材費相当)の推計額は現在の喫食者のみの場合 約 4,832 億円、完全給食を全員に実施する場合 約4,870億円

都道府県間の比較



無償化の実施状況 (令和5年9月1日時点で、無償化を実施している722自治体を対象)



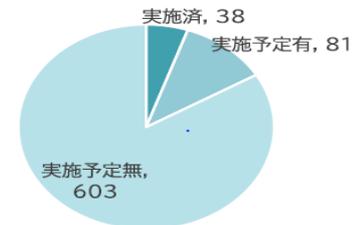
無償化の財源(複数回答有)

	自治体数
①自己財源(ふるさと納税、寄付金以外)	475
②地方創生臨時交付金	233
③ふるさと納税	74

無償化の実施に至った経緯(複数回答有)、政策目的の例

	自治体数
保護者の経済的負担の軽減、子育て支援(児童・生徒がいる家庭の支援)	652
少子化対策(子供の増加を期待した支援)	66

成果の検証・評価の実施の有無



実態調査の結果を踏まえ、児童生徒間の公平性や国と地方の役割分担、政策効果等の観点や法制面から課題を整理

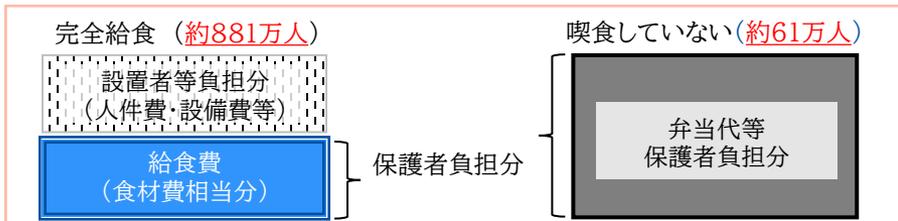
「給食無償化」に関する課題(令和6年12月27日 公表)

- **学校給食法の目的・目標**は、適切な栄養摂取による児童生徒の心身の健全な発達や、給食を通じた食に関する理解や判断力の育成である。この目的・目標を実現するため、給食実施に対する諸施策や、経済的困窮により給食費の支払いが困難な世帯に対する負担軽減を進めている。
- 一方、(中高所得者世帯を含む)**全員を対象にした給食無償化**は、一部の自治体において、「子育て支援」や「少子化対策」の目的で実施され、結果的に保護者世帯の所得増加をもたらす施策であり、給食の目的・目標の実現とは異なる。
- このため、「給食無償化」については、子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付として捉えた際の課題を、以下のとおり整理。

児童生徒間の公平性

- **給食未実施校の児童生徒や、給食実施校でも給食を喫食しない児童生徒**(弁当持参の場合、中学校などで選択制の給食を実施する場合、不登校の場合など)などに**恩恵が及ばない**

※ 一部自治体では、「子育て支援」の観点から、給食を喫食しない児童生徒に対する代替手段として、給食費相当の金銭を給付



- **学校給食費**(実際に保護者が支払った額ではなく、**食材費に相当する金額**)の月額平均は、都道府県間で**1.4倍弱の開き**

滋賀3,933円	小学校平均 4,688円	福島5,314円
滋賀4,493円	中学校平均 5,367円	富山6,282円

格差是正策としての妥当性

- **経済的困窮世帯(約14%)**については、既に生活保護による教育扶助・就学援助により**基本的に無償化**。給食無償化の範囲の拡大は、**経済的困窮世帯に対しては追加的な恩恵はなく、格差是正の観点に乏しい**

国と地方の役割分担

- 給食費支援の大半を占める準要保護世帯に対する就学援助は、**平成17年の「三位一体の改革」により、税源移譲とともに、一般財源化**。国と地方の役割分担については、こうした経緯も踏まえる必要がある

※ 自治体の財政力格差の観点から、国による一律の無償化を求める主張もある。一方、財政力指数が高いほど、独自の給食無償化を実施している割合が高い、との傾向はみられない

財政力指数	0.25未満	0.25~0.5未満	0.5~0.75未満	0.75~1未満	1以上
完全無償化	49.6%	33.4%	21.7%	15.6%	24.6%
校種限定・条件付きなど	1.1%	8.6%	14.4%	16.8%	14.5%
無償化していない	49.3%	57.9%	63.9%	67.6%	60.9%

■ 小中ともに完全無償化 ■ 校種限定・条件付きなど ■ 無償化していない

効果的な少子化対策

- 公立に限っても、義務教育諸学校及び特別支援学校(幼稚部・高等部)の**給食費**(※実際に保護者が支払った額ではなく、**食材費に相当する金額**)の合計額は、**約4,832億円**(推計)であり(教育扶助や就学援助が適用されている児童生徒の分も含む)、「給食無償化」の拡大には、**安定的な財源の確保を要する**
- 少子化をめぐる状況は地域によって異なっており、限られた財源の中で、「給食無償化」が**少子化対策としてより効果的な施策であるか否か**、との観点からの検討が必要

※ 自治体独自の給食無償化について、「子育て支援」「少子化対策」の観点から、**成果目標の設定や検証等を実施した自治体は少数**